

お客様 各位

2026年8月

筑後信用金庫

当座勘定規定等の一部改定について

平素は、筑後信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、「手形・小切手の最終振出期限の設定」および「他行振出手形・小切手の預金入金の受付を終了」に伴い、下記のとおり当座勘定規定等の一部改定を行いますので、お知らせいたします。

規定の改定にあたり、改定前よりお取引を頂いておりますお客さまにおかれましても、改定後の規定を適用させていただきますので、ご了承ください。お客様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座勘定規定等の一部改定

改定日	令和8年10月1日（木）
改定する規定	・当座勘定規定（一般用） ・流動性規定集 共通規定 ・通知預金規定 ・定期預金等規定集 定期預金共通規定 ・積立定期預金規定 ・定期積金（スーパー積金）規定
改定内容	(1) 最終振出期限（令和8年9月30日）の明記 (2) 振出日の記入を明記 （振出日が白地の場合は支払いを拒絶することがあります） (3) 他行が支払場所の手形・小切手の受入れの終了（令和8年9月30日） ※別紙新旧対照表を参照ください

以 上



がんばるあなたを応援したい
筑後信用金庫

Chikushin Bank

2. 改定内容(変更箇所のみ記載)

<下線部が変更箇所>

<当座勘定規定(一般用)>

改 定 後	改 定 前
第1条(当座勘定への受入れ) (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手を受入れません。</u>	第1条(当座勘定への受入れ) (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)も受入れます。
第7条(手形、小切手の支払等) (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	第7条(手形、小切手の支払等) (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
第8条(手形、小切手用紙) (1)当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u> (2)当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u>	第8条(手形、小切手用紙) (1)当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2)当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
第17条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	第17条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
第18条(線引小切手の取扱い) (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときはその持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載日の記載がないものが呈示されたとき、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>	第18条(線引小切手の取扱い) (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときはその持参人に支払うことができるものとします。
約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。
為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。
小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

<流動性預金規定集>

改 定 後	改 定 前
共通規定	共通規定
1条(証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u>	1条(証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
通知預金規定	通知預金規定
2条(証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u>	2条(証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

<定期預金等規定集>

改 定 後	改 定 前
定期預金共通規定	定期預金共通規定
1条(証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	1条(証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

<積立定期預金規定>

改 定 後	改 定 前
3条(証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	3条(証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

<定期積金(スーパー積金)規定>

改 定 後	改定前
2条(証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2条(証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。